

熱海市初島診療所電子カルテシステム等導入業務委託仕様書

第1 総則

1 目的

電子カルテシステム、レセプトオンライン請求およびオンライン資格確認等システム（以下、電子カルテシステムという）を導入し、熱海市初島診療所における窓口会計業務、診療業務、診療報酬請求業務等の効率化を図ることを目的とする。

2 業務の名称

熱海市初島診療所電子カルテシステム等導入業務委託

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和6年10月31日まで

4 履行場所

熱海市初島診療所（以下、診療所という）

5 適用の範囲

本仕様書は、熱海市が委託する「熱海市初島診療所電子カルテシステム等導入業務委託」（以下、本業務という）全般について適用するものとする。

第2 業務内容

受託者による本業務の範囲は、次の通りとする。

1 システムの調達、搬入及び設置等

(1) システム本体

別添1「システム要件」に記載された要件を満たす電子カルテシステム等の調達

(2) 搬入・設置

システム本体の搬入、設置、配線工事を含む業務

(3) 設定

システム設置後の現地調整及び環境設定等の業務

なお、上記(2)(3)についての作業は診療所職員と事前協議の上で受託者によって施工すること。

2 システムの運用サポート

(1) システムテスト

受託者は、設置した電子カルテシステムについてシステムテストを行い、正常に動作することを示し、診療所職員の承諾を得たうえで引き渡すこと。

(2) 操作説明及び研修

① 受託者は、システム設置前に操作マニュアルを提出すること。

② 受託者は、マニュアル提出後に診療所職員を対象として操作研修を実施するものとする。操作研修は受託者が用意する説明員が現地に於て実際に立会いながら行うこととし、その日時については、別途協議の上決定する。

③ システム運用開始初回及び初回レセプト送信時には受託者が用意する説明員が実際に立会いながら行うこととし、その日時については、別途協議の上決定する。

第3 システムの稼働

システムの本稼働は、令和6年11月1日とする。

第4 その他

- (1) 受託者は、システム運用開始後は保守契約を締結する。受託者は、診療所において本業務が円滑に実現するための技術的サポート体制を有していることとし、離島という立地の特殊性および常駐システム管理者が不在という施設固有の要因により、障害時において復旧のため迅速に対応できるよう、静岡県東部地区にサポート事業所を有していること、合わせて診療所においてオンラインリモートサポートが可能なサポート体制を構築することとする。
- (2) 受託者は、新興感染症拡防止のため仕様書に定める業務の実施が困難場合、業務担当課と協議のうえ仕様を変更して業務を実施することがある。
- (3) この仕様書に示されていない事項については、業務担当課と別途協議のうえ決定するものとし、状況に応じて誠意を実施すること。